

令和5・6年度八郎湖周辺清掃事務組合物品指名競争入札参加資格審査等申請書の受付について

令和5・6年度に八郎湖周辺清掃事務組合が発注する物品の指名競争入札参加資格審査及び役務提供に係る業者登録を希望する方は、次により書類を提出してください。

記

【受付期間】 令和5年2月1日(水) ～ 令和5年3月1日(水)まで
※土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで
※郵送・宅急便等の場合は、3月1日必着のこと。

【提出先】 八郎湖周辺清掃事務組合(郵送・宅急便可)

【有効期間】 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

【申請条件】 次の事項の一に該当するときは、申請することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
- (2) 申請者、申請者の役員または申請者の経営に事実上参加している者が、集团的にまたは常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者。
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者及び税の滞納が認められる者。
- (4) 申請時において、営業所の開設から2年以上の実績がない者。

【申請書類】 八郎湖周辺清掃事務組合にある指定様式を使用してください。
「八郎湖周辺クリーンセンターのホームページからもダウンロードできます」

【提出書類】 書類の提出にあたっては、ファイル綴りではなく、下記の順序で書類一式を重ね合わせ、クリップ留めにして提出してください。提出部数1部。

※ 添付書類に不足がある場合は、受付できません。

- ① 物品指名競争入札参加資格申請書(役務提供業者登録申請書)(様式第1号)
- ② 営業経歴書(様式第2号)
- ③ 申請営業種目の分類(様式第3号)
- ④ 年間委任状(契約行為等の権限を委任するときのみ提出、様式あり)
- ⑤ 誓約書(様式第5号)

(添付書類)

⑥ 納税証明書等(業者登録申請日から3ヶ月前までのもの)

※ 滞納のある場合は受付できません。領収書の写しは不可とします。

※ 支店等に委任する場合は、委任先の所在地での証明書が必要です。

個人

- ① 市町村県民税
- ② 固定資産税
- ③ 国民健康保険税
- ④ 消費税

※写し可

法 人

- ① 法人市町村県民税
- ② 固定資産税
- ③ 消費税
- ※写し可

- ⑦財務諸表類(貸借対照表、損益計算書、直前1年分)
※個人の場合でこれを作成しないときは収支計算書
- ⑧商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書
(証明書の場合は業者登録申請日から3ヶ月前までのもの)
※法人の場合は、登記簿謄本又は抄本、個人の場合は営業証明書
- ⑨法令上必要な資格の証明書及び許可証等
(証明書の場合は業者登録申請日から3ヶ月前までのもの)

【注意事項】

[1] 支店等を登録するためには、原則として、入札、見積書の提出及び契約締結等の行為について、本社代表者から当該支店等の長に対して、それらの行為を行う権限の委任が必要です。

なお、登録する支店等については、業務上必要な者を常勤で必ず配置し、これらの者は必ず自社社員としてください。派遣社員・契約社員等の配置は認められません。また、転送電話等を設置するのみで人員の配置が認められない等、ペーパーカンパニーであるとの疑いを受けないよう適切に措置してください。

[2] 書類⑨については、物品の販売「項目」や「営業種別」における取扱いに関し、法令等により許可、登録及び資格が必要な場合に添付していただきます。また、法令上必ずしも取得する必要のない資格等であっても、業界において取得することが一般的となっている資格及び会社として業務を行う上で特に取得した資格等がある場合も、その証明書等を添付してください。提出は当該証明書等の写しで構いません。(任意資格や民間資格であっても、当市において発注を行う場合に、入札参加の条件として当該資格等の取得を加えることがあります。)

なお、提出に際し、当該添付書類が証明書である場合には、証明年月日が業者登録申請日から3ヶ月前までのものであること。また、当該資格等に関して、有効期限がある場合には、有効期限が切れていないことを十分確認してください。

【問い合わせ先】

八郎湖周辺清掃事務組合 Tel0185(22)7211